

【質問内容・大綱 3 点】

1. 朝鮮学校における補助金について

- ・ 朝鮮学校における高校無償化への知事の考え
- ・ 朝鮮学校への補助金支給の法的根拠
- ・ 朝鮮学校への公金支出に対する知事の許認可権限者としての責任
- ・ 朝鮮学校に対する教育内容の是正と朝鮮総連との決別
- ・ 朝鮮学校への補助金支払いの留保
- ・ 再質問（1～6）

2. 生活保護の不正受給について

- ・ 生活保護の不正受給に関わる金額
- ・ 生活保護の不正受給に対する取組状況と方向性
- ・ 不正受給の対策会議の設置

3. 子育て支援策について

- ・ 子ども手当について知事の所感
- ・ 子ども手当の制度設計
- ・ 子ども手当の地方負担分の影響と扶養控除の廃止による増収分の取扱い
- ・ 現物支給についての国からの説明
- ・ 子育て関連予算についての知事の考え
- ・ 幼稚園における預かり保育推進事業に対する助成

【前段】

今、私たち国民は政治に対し「何かおかしい」と感じているはずです。

「無くすもの」「無駄のもの」と叫んだものがなぜ今もなくなるらないのか。

我が国のものを、なぜ我が国のものだと言えないのか。

我が国の市場経済は円高の大変厳しい中でも、世界に誇る技術力と企業の努力で毎日戦い続けております。スポーツ・文化においては優秀な能力にあふれた人材たちが世界を舞台に活躍しております。政治だけが今、時代の流れに取り残されている危機感を覚えずにはいられません。

今、政治にしっかりとした座標軸を求めます。

座標の縦軸はこれまでとこれからの時代認識であります。まずは歴史を学ぶことが何より求められます。どのような経過でこれまで我が国が歩んできたのか。我が国の外交の歴史は戦後以降からはじまったものではありません。歴史を学んでこそ、今を生きている自分たちが、自分たちだけの今ではないと感じるはずです。そして、社会に対する公共心を持ち、受け継ぎ、引き渡すものを見据え、自らの今、これからを考えます。政治が国家の戦略、この国の大計を示すことは当然の責務と言えます。しかし、移ろいやすい民意ばかりが気になり、今だけの政策しか作り出せない。また、実現すら出来ていない現政権では絶対に実現できません。昭和の歴史さえ学んでいないから、沖縄普天間基地の問題から尖閣諸島問題、そして、北方領土問題と連鎖的に起こったのではないのでしょうか。

座標の横軸は、グローバル化した世界の中の日本。多様化し、様々な価値観を抱えながら、「少子化」「長寿化」という世界に先駆け、これから多くの国々が立ち向かうべき課題に取り組む日本。我が国の今の在り方です。奇跡とよばれた我が国の戦後復興は極めて特殊な時代背景にあったのだと思います。東西冷戦下の我が国は終身雇用と愛社精神などの言葉があったように強固な結束力と極めて勤勉な民族性により、日米安保の安全保障の基軸の中で社会復興をそのまま経済振興に特化させることができました。そして、その経済力こそが日本における外交の大きなプレゼンスを示す武器となりました。しかし、今その武器となる経済力はありません。また、グローバル化した世界の中で、政治にはこれまで以上に様々な国と国益をかけてぶつかり合い、交渉していく胆力が求められております。技術開発は昨日と違うものを求めることで新たな価値を生み出します。変わらなければ市場競争の中で淘汰されるだけです。これは政治にも言えることではないのでしょうか。昔良かったことを激動している世界、時代の中でそのまま適応させることはできません。我が国が抱える課題の多くは、社会が成熟したからこそ発生したものであり、現在成長を続ける新興国も

いずれは避けて通れない道であります。我が国の政治がつくるこれからの社会システムは様々な科学技術とともに間違いなく他の国々も注目する大きな財産であると考えます。

今、行政に求められているのは行政改革、正にイノベーションであります。それは膨れ上がる国の借金が何より証明しているものであります。

我が県における座標軸はどうでしょうか。我が県の縦軸、その歴史には国府「多賀城」と伊達家の歴史、そして、郷土を想う先達たちが近代化へと導かれた時代の歩みがあります。これからを見据えた未来には「富県戦略」があります。横軸である宮城県の今、宮城県政の今を県民に「何かおかしい」と感じさせてはならない。移り変わる社会情勢の中で、「なぜなのか」「どうしてそうなるのか」皆が感じることを先送りにしたり、次世代に引き渡せと蓋をしてしまうようなことはあってはならない。今、「何かおかしい」と思うことはこの時代のこの議場にいる私たちの責務として、真正面から議論してまいりたいと思います。

[大綱 1 朝鮮学校における補助金について]

質問 1 朝鮮学校の高校無償化適用への知事の考え

政府は、朝鮮学校の高校無償化について、「外交上の判断で決めるべきではない」との見解を示し、外形的な基準を審査基準としていったんは適用を決めたが、北朝鮮によるヨンピョン島砲撃を受け、適用申請をストップし、一転して適用を見送る方針を示した。このような政府の対応に対する知事の所感と朝鮮学校の高校無償化適用についてのお考えをお聞かせください。

答弁 1 (村井嘉浩知事)

公立高校無償化とともに実施された就学支援金は、私立高等学校等における生徒の学びの機会を保障し、家庭の経済的状況にかかわらず、安心して勉学に打ち込める社会を目的として導入されたものであり、朝鮮学校への適用は11月に国の検査結果がようやく示され、手続きが開始されたもの認識しております。

政府の対応につきましては、申請手続きを途中で停止することとなり、いささか一貫性に欠けるものと考えております。

質問2 朝鮮学校への補助金支給の法的根拠

すでに多くの地方自治体が朝鮮学校等に対して公金支援を行っており、文部科学省の調べでは平成21年度合計7億6,700万円の補助金が支出されております。

本県におきましても、平成21年度、東北朝鮮初中級学校に対して154万4,000円が支給されています。その法的根拠をご説明ください。

答弁2 (村井嘉浩知事)

朝鮮学校に対する補助金は、私立学校振興助成法の規定に基づいて、「教育条件の維持向上」、「父母の経済的負担の軽減」及び「学校経営の健全化」を目的として交付しているところです。

質問3 朝鮮学校への公金支出に対する知事の許認可権限者としての責任

多年にわたり公金を支出している以上、許認可権限者である知事もしくは担当課が東北朝鮮初中級学校へ足を運んだことがあるのか。また、学校運営の財務状況をチェックしているのかお聞かせ下さい。

答弁3 (村井嘉浩知事)

朝鮮学校に対しましては、私立学校振興助成法の規定に基づき、立入調査を行っており、財務状況や学校運営の基本事項など運営全般につついて確認し、必要な指導をおこなっております。

私自身は朝鮮学校を訪問したことはございませんが、担当課が他の学校同様、3年に1回の割合で立ち入り、最近では平成22年1月に検査を行っております。

質問4 朝鮮学校に対する教育内容の是正と朝鮮総連との決別

朝鮮学校に対する補助金反対の根本には、北朝鮮や朝鮮総連の影響下にある教育内容に問題があるのではないかと。朝鮮学校に対して教育内容の是正と朝鮮総連との関係を断ち切る姿勢を示すべきではないかと。

答弁4 (村井嘉浩知事)

朝鮮学校は、学校教育法上、「各種学校」と位置付けられており、学習指導要領に縛られないなど教育内容の自由度が認められております。

また、立ち入り検査では、朝鮮総連など特定団体との関係まで踏み込んでおりませんが、不適切な支出など運営上の問題があれば是正など指導を行うこととしております。

質問5 朝鮮学校への補助金支払いの留保

朝鮮学校に対する補助金については、各地方自治体が判断すべきとして、各自治体の長に許認可権限が与えられております。よって許認可権限者たる知事の権限で、大阪府の橋下知事のように補助金の支払いを留保させるべきではないかと考えますが、いかがですか。

答弁5 (村井嘉浩知事)

朝鮮学校は、我が県を含め全国28の都道府県にあり、今年度は、そのうち26都道府県で運営費補助金を予算措置されております。

しかしながら、北朝鮮と我が国の関係や、北朝鮮の国際的立場を考慮いたしますと、補助金の交付について県民からご理解を得られるのかどうなのかなどを見極めなければならないと考えており、慎重に検討してまいりたいと考えております。

朝鮮学校について、再質問してまいります。

再質問1

朝鮮学校に対する補助金は、国からの助成を受けていますか。また、交付金の積算基礎に入っているのか、お聞かせ下さい。

答弁1 (今野純一総務部長)

朝鮮学校への補助金でございますが、まず、交付税の積算基礎にはございません。

各種学校については、本県では2校対象にして、一つは、朝鮮学校で、もう一つは、東北インターナショナルスクールです。いずれも外国人の子女を対象とする小中高の教育課程に対応するところでしております。これに対しては167万6000円予算を組んでいますが、国庫は入っておりません。

再質問2

この補助金に対する文部科学省の指導権限はあるのでしょうか。

答弁2 (今野純一総務部長)

基本的には、県費の補助の根拠となっておりますのは私学振興助成法でございますので、広い意味では文部科学省の一般的な権限があると考えております。

再質問 3

私学に対する助成は法律で決められた根拠により行っているとのことでしたが、この補助金は、学校運営に対する補助なのか、生徒に対する支援なのか、またその両方なのか、お伺いします。

答弁 3 (今野純一総務部長)

私学振興助成法の規定に基づいて、質問 2 に対して知事からも答弁申し上げましたように、教育条件の維持向上、父母の経済的負担の軽減、そして学校経営の健全化、こうしたことを目的として交付しているということでございます。

再質問 4

3年に一度、朝鮮学校の方に行っているとのことでしたが、その際に、しっかりと帳簿の確認を行っているのですか。

また、他県において、当該補助金に、不明瞭な飲食費や接待費が計上されていたという事例が報告されていますが、実際そこまで厳正にチェックをおこなっているのか。

答弁 4 (今野純一総務部長)

これは他の一般の県費の補助と同様でございまして、これは補助金の交付要綱を定めて支出しているものでございますので、先ほど質問 2 に対する答弁で申し上げたような内容、目的に適合した使い方がなされているかどうかということについて、帳簿等必要な書類を確認をさせていただいているということでございます。

再質問 5

大阪の例を挙げさせてもらおうと、大阪の橋下知事は、朝鮮学校に対して、大きく分ければ四つの問題点があると指摘しています。その一つは、学校法人として政治的に中立でなくて、教室内にいる金日成、金正日の親子の肖像画を掲げていること。二番目は、朝鮮総連の影響下にあり、特定の政治団体との関係があること。三番目は、学習指導要領に準じているか疑問であること。四番目は、学校の財務状況を一般公開してないこと。この四つが一つの判断基準、政治基準としての判断材料の疑問として大きく示しております。

ここまで、いわゆる政治的決断以上に、私は、公金を支出している以上、ある一定の判断基準を求めていくことが必要なのではないかというお話を先ほどさせていただきましたが、この四つに対する今申し上げた問題点に対する是正も含めてどのようにお考えか、お聞かせください。

答弁 5（村井嘉浩知事）

大阪の検討状況につきましては、私も担当の者から子細に報告を受けております。大阪の場合は大変対象者が多いということもありまして、かなり時間をかけて検討したようでありまして、そういったようなものも私の判断項目の中に入れながら検討してまいりたいというふうに思います。

再質問 6

私の理解では、平成二十二年度に対する補助金に対して、着手に対して見直しの準備を始めるという理解でよろしいのでしょうか、それとも留保するという部分なのか、最後に確認をさせていただきます。

答弁 6（村井嘉浩知事）

見直しに着手するというところでございます。

【大綱 2 生活保護の不正受給について】

長引く不況を背景に生活保護世帯とその負担額が年々増加しております。全国でみると保護率が高い地域が大阪、北海道、高知、京都、福岡、低い地域が富山、福井、岐阜、長野となっておりますが、地域間の差はあっても、どの地域においても増加傾向にあります。生活保護世帯率は高度成長期から 90 年代前半まで減り続けていきましたが、98 年頃から増加し、2000 年以降急速に増加しております。

本県の直近のデータとして、2008 年において、約 77 億円と過去最高額を記録しております。生活保護費の負担割合は、国が 4 分の 3、自治体が 4 分の 1。仙台市をはじめ 13 市が独自に負担し、22 町村分は県が負担しております。

生活保護制度は国民の最低限度の生活を守る「救済」が主眼で憲法 25 条の生存権に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助けるものとして、この制度は必要ですが、増加傾向にある今、是正すべき点もたくさんあるのではないのでしょうか。行政側からすれば、まずは現場のケースワーカーの負担増であります。申請側には若いごく一部の人において「今、年金保険料を支払わなくても、齢をとって困れば生活保護に頼ればよい」という人もいます。この風潮は看過できません。

そして、現在、生活保護申請時や毎月の収入状況の申告を隠すなどして受給する、いわゆる「不正受給」が大きな問題であり、全国においてその額 106 億円とも言われております。

行政側と申請者側の双方にとって問題が生じているのは、この制度自体は国民生活を守る「救済」が主眼であり、不正受給等を前提とした制度設計がないところにあり、対策には大変な労力を要するところではあります。抜本的な改善策でなくても増加傾向にある今、行政における公平性の確保と現場で働くケースワーカーのため、そして、何より本当に困っている人を支える確かな制度として、現況を先送りすることなく議論していかねばならないと考えます

質問 6 生活保護の不正受給に関わる金額について

現在、生活保護申請時や毎月の収入状況を隠すなど生活保護費の不正受給が大きな問題となっているが、直近における本県の不正受給額はいくらでしょうか。また、不正受給者への対処と未収金の総額はどうかでしょうか。

答弁 6 (岡部敦保健福祉部長)

平成 21 年度の生活保護費の不正受給額は県全体では 5566 万 3175 円となっております。また、不正受給者への対処は、事実関係確認の調査を行ったうえで不正受給額を確定し、費用の徴収を行っているところです。さらに、特に悪質な不正受給の場合は告訴等の措置をとることになります。なお、平成 21 年度末の不正受給に係る未収金の累積総額は、県全体で 1 億 2420 万 2602 円となっております。

質問 7 不正受給防止に対する取組状況と方向性について

生活保護制度には、不正受給等を前提とした制度設計がないことから、対策には、労力を要します。県は不正受給に関わる情報をプールしケーススタディとして各市町村に情報発信できる立場にあると思いますが、不正受給防止に対する取組状況とこれからの具体的方向性はどうかでしょうか。

答弁 7 (岡部敦保健福祉部長)

不正受給防止に対する取組については、各福祉事務所において、保護申請時の申告に基づき、保険会社や金融機関等に対する関係機関調査を実施しております。また、保護開始後においても、訪問調査活動の際に収入申告義務の周知徹底を図るほか、就労可能と判断された方に対しては、毎月「求職活動状況・収入申告書」の提出を求めて就労状況の確認を行っております。生活保護の実施については、毎年度「実施方針」と「事業計画」を策定しているところであり、これに基づいて県自ら不正受給の防止に努めるほか、各市に対しても、生活保護担当係長会議や生活保護法施行事務指導監査等において、不正受給に関する情報提供や対応策についての指導、助言に努めております。

質問 8 不正受給者の対策会議設置について

不正受給者が悪いのはもちろんですが、チェック体制の不備を放置し、不正に気付きながら是正しないとすれば行政側の責任も同罪です。県警本部や各市町村、弁護士等との連携を強め、悪質なケースでの告訴等を検討する対策会議を設置すべきであると考えますがいかがか。

答弁 8 (村井嘉浩知事)

我が県では、未収未済額の縮減を全庁的体制で推進するため、「宮城県収入未済額縮減推進会議」を設置しており、生活保護の収入未済額についてもその縮減に取り組んでいるところです。また、暴力団等反社会的勢力による不正受給の対応としては、「宮城県行政対象暴力対策協議会」の場において、県、各市町村、県警が情報の共有化を図っているところであり、現時点では組織的な不正受給等の悪質な事例はないと確認しております。

[大綱 3 子育て支援策について]

政府の子育て支援策といえば、子ども手当の給付が特に注目されておりますが、その財源、支給額等が明確化されていないことが象徴するように、子育て支援政策全体がどうなっているか国民に対するきっちりとした説明責任がありません。そして、子ども家庭省の設置も目新しいものでありましたが、いまだに具現化されておられません。

子ども手当の財源は来年1月から実施される16歳未満の所得税分の年少扶養控除の廃止、平成24年6月から適用される住民税分の年少扶養控除の廃止、16歳以上19歳未満の特定扶養控除の縮減の3つから充当することが正式に決定されました。この決定に伴い、例えば、3歳未満の子ども1人をもつ家庭の場合において、児童手当と扶養控除を組み合わせた以前の制度と、この度の子ども手当と扶養控除の廃止を組み合わせた現制度と比べ、年収300万円の場合は1万6千円。年収500万円の場合は2万9千円。年収700万円の場合は6万9千円。とそれぞれ年間の手取り額が減少する試算が示されております。一番公的経済支援が必要な3歳未満の子どもを抱える子育て世帯の実質手取り額が減るといふ摩訶不思議な政策であります。

そして、平成23年度予算概算要求額は1兆7375億円と多額の財政支出であり、この子ども手当の政策目的は子育て支援策か、少子化対策か、経済対策かも、意味不明であります。また、地方自治体は多くの事務経費をかけ、集めた

税金をもう一度、現金給付するという 2 重の事務的経費の無駄であり、無駄をなくすことを大きく掲げた政権の目玉政策がこのようであることがなんとも皮肉に思えます。

納税者である県民、なにより受益者である子育て世帯からも、子ども手当に対する疑問の声が私には寄せられており、私はこの制度が及ぼす影響は本県にとって見過ごすことのできないものになると考えます。

質問 9 子ども手当について知事の所感

本県へ影響もふまえて、知事の子ども手当に対する所感をお聞かせ下さい。

答弁 9 (村井嘉浩知事)

子ども手当は、全額国庫での支給を前提として実施されたものでありますが、平成 22 年度の時限立法として成立した子ども手当では、地方負担が導入されている現状にあります。

さらに、子育て世帯への支援なのか、少子化対策なのか理念が明確でないことや、財源確保、手当の上積み、現物支給とのバランスなど、多くの課題を抱えておりますので、政府は、地方の意見も踏まえて議論すべきだと考えます。

質問 10 子ども手当の制度設計

多くの県民は、子ども手当の制度概要がどのようなになっているのか関心を集めております。上積みの金額や対象年齢など、どのような制度設計になっているのか。国からの説明があればお聞かせ下さい。

答弁 10 (岡部敦保健福祉部長)

平成 22 年 12 月 2 日に開催された子ども手当 5 大臣会合において、3 歳未満の子どもを対象とする方向で合意されており、引き上げ額については、扶養控除廃止による実質手取額の減少が生じない水準として月額 7 千円を一つの目安として検討されております。

質問 11 子ども手当の地方負担分の影響と扶養控除廃止による増収分の取扱い

子ども手当は全額国費負担とする国の方針の下、暫定的な措置として児童手当の額に相当する地方負担が提示されていたが、来年度以降の制度設計について地方との十分な協議もないまま同じ地方負担を含む概算要求が行われております。子ども手当における地方負担の影響と扶養控除の廃止による地方の増収分の取扱いについてお聞かせ下さい。

答弁 11 (岡部敦保健福祉部長)

地方負担分につきましては、全国知事会をはじめ地方六団体などを通じて、子ども手当のような全国一律の現金給付は、全額国費負担とすべきであるとして、重ねて要望しているところであります。

扶養控除の廃止による地方の増収分の取扱いについては、4大臣合意において、「子ども手当の財源として活用することが、国民の負担増をお願いする趣旨に合致する」とされましたが引き続き検討いたします。

質問 12 現物支給についての国からの説明

今年の参院選で民主党マニフェストでは、子ども手当の上積み分として、保育所の定員増や保育料軽減、子どもの医療費の負担軽減、給食の無料化、ワクチン接種の公費助成など地域の実情に応じたサービスにするとしておりましたが、国からの動きや説明はありましたか。

答弁 12 (岡部敦保健福祉部長)

国の概算要求では、子ども手当の上積み分の取扱いについては、現物サービスへの代替も含めて予算編成過程で検討し、結論を得るとされておりますが、未だ詳細についての説明がなされておられません。

質問 13 子育て関連予算の対する知事の考え

子育て世帯の生活状況が困窮している原因として、高い子育て費用負担と公的支援の脆弱さが考えられます。本県としても、さまざまな形で子育て世帯をサポートしてきましたが、今後は幼稚園・保育所制度における公的支援の在り方など5歳以下の子を持つ世帯への施策が必要であります。来年度の子育て関連予算に対する知事の考えをお聞かせ下さい。

答弁 13 (村井嘉浩知事)

子育て支援施策は、本県における重要政策の一つであり、また優先して取り組むべきであると考えております。

県としては、子育て世代が安心して仕事と育児の両立を図れるよう、保育所整備を推進するとともに、待機児童の解消に向けた取り組みをはじめ、幼児期の教育を一層充実させるため「学ぶ土台づくり」を推進していきます。

また、「子育て支援を進める県民運動」を展開し、今後とも、安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現を目指してまいります。

質問 14 幼稚園における預かり保育推進事業に対する助成

本県において、幼稚園は減少傾向にある一方で、保育所は新設、拡充の整備が急ピッチで進められています。しかし、本県は全国的に見て、幼稚園就園率が高く、保育所在籍率が少ない傾向にあります。

この特徴を活かし県では、幼稚園における預かり保育推進事業を行っておりますが、通常教育開始前や終了後、また長期休業日に行う事業に係る経費の一部の助成を強めるべきであると考えますが、いかがか。

答弁 14 (今野純一総務部長)

本県では、年間開園日の半分以上の日数で教育時間終了後 2 時間以上の預かり保育を開設する幼稚園に対して、助成を行っております。

今後とも幼児教育の振興、保護者の負担軽減、幼稚園の安定的な運営を図るため、私立幼稚園の助成の充実に努めてまいります。